令和６年２月２２日

国土交通省関東地方整備局
営繕部　御中

一般社団法人 日本空調衛生工事業協会
関東支部

関東地方整備局営繕部との意見交換会要望事項等

【空調衛生工事業界に於ける課題と対応について】

建設業へ時間外労働の罰則付き上限規制が適用される令和６年４月が目前に迫ってまいりました。各社、長時間労働の是正に対し、ノー残業デーの徹底、業務計画や業務内容を見直し効率化を図り、施工現場の負担を軽減するための支援部署の設置やＩＣＴの活用、ＤＸの推進等様々な生産性の向上等に取組み対応をしています。

これらの取組みに加えて、週休二日制の確保等の労働環境全般の改善、さらに適切な賃金水準の確保等の処遇改善を併せた働き方改革を強力に推進し、実現していかなければなりません。

しかしながら、これらを実現するためには、企業や業界団体の努力だけでは限界があり、関東地方整備局様を始め他の発注者のご理解ご協力が不可欠であります。民間発注者を含め、建設業界が一体となった取組みが進み、将来に希望を抱ける魅力ある建設業とするために、更なるお力添えをよろしくお願い申し上げます。

【要望事項等】

１．直接（分離）発注維持継続のお願い

関東地方整備局営繕部及び営繕事務所ご発注の設備工事については、「直接（分離）発注」を原則として実施していただいており、感謝申し上げます。

建築物の総合的な品質は 設備工事の品質によっても大きく左右され、設備専門の技術を有する企業が、発注者様のニーズを直接把握し、責任をもって施工する「直接（分離）発注」こそ、高品質の建物確保に最適であると考えております。今後も「直接（分離）発注」の維持継続を強くお願いいたします。

しかしながら、特に独立行政法人・地方自治体等においては、設備系の技術者不足や、不調・不落対策等の理由により、一括発注での案件も散見されます。

「直接（分離）発注維持継続」のため、これらの団体に対して人的、技術的なサポート等を行って頂きますようお願いいたします。

併せて他の発注団体との情報交換等の機会に、「直接（分離）発注継続」実施の助言等を引続き強くお願いいたします。

２．入札参加資格要件に関する要望

当業界では、若手入職者数の確保・育成、離職防止、高齢者の退職等による技術者・技能者の不足への対応が喫急の課題となってきております。これらに関して、以下の３点について要望いたします。

①発注見通しの公表について

工事発注見通しの公表から公告までの期間を十分に確保していただき、企業及び配置予定技術者の入札参加資格実績条件並びに同種工事等の実績要件を、併せて公表していただきますようお願いいたします。技術者不足の中での、入札参加計画及び技術者の配置計画がたてやすくなり、企業の入札参加が促進されます。

②配置予定技術者の資格要件について

技術者の退職等により同種工事の実績保有者が非常に少なくなり、また、民間工事においてはゼネコン一括による発注が殆どであり、元請での施工実績を有する技術者の不足が懸念されています。

工事の受注から完成に至る過程においては、元請か下請かの形態に関わらず、発注者および建築・電気等の他工種関係者と現場全体の工程と自工程を考慮しながら、協議・調整を行っており、その業務内容については受注形態による違いはありません。

以上のことから配置予定技術者の施工実績要件は、元請施工実績だけでは

なく、下請施工実績も施工実績として認めていただきますようお願いいたします。

さらに、施工実績要件は、企業の施工実績のみとし、現場配置技術者については工事内容により、国家資格である「１級管工事施工管理技士」保有資格者であれば配置可能としていただきますようお願いいたします。

③主任技術者及び監理技術者の専任について

有資格技術者の退職等により、技術者・技能者の不足が一層顕著になってきており、公共工事の入札に参加できないという、事例も生じています。

昨年１月より主任技術者及び監理技術者の専任要件を、請負金額４，０００万円以上に引上げていただきましたが、建築一式工事と同様の８，０００万円以上に、更に引き上げていただきますよう、強くお願いいたします。

３.「働き方改革」に関する要望

建設業へ時間外労働の罰則付き上限規制が本年４月から適用されますが、深刻な人手不足の中、業務の更なる効率化を図り、また様々な生産性の向上に取組んでいます。

長時間労働の削減や週休二日制の確保等の働き方改革の実施に向けては、各企業の努力に加えて発注者の理解と協力が不可欠です。

働き方改革の推進にあたり、以下の４点について要望いたします。

①適正な工期の確保について

発注時に週休二日制の確保を十分に考慮した工期設定をお願いいたします。

また設備工事の工程は、建築工程の遅れ等の影響を大きく受け、そのしわ寄せが長時間労働の要因となっています。さらに、工程の遅れによる作業工程の変更に対応するための技能者の確保が非常に難しい状況にもなっています。工程管理への積極的な関与を引続きお願いいたします。

さらに週休二日制工事に関して、実施状況での問題点等の把握などの検証を行い、今後の工事に確実に反映していただきますようお願いいたします。

②計画的な発注（発注時期の平準化）について

発注時期の平準化により、人手不足が深刻な技術者をより計画的に配置することが可能となり、入札参加機会が促進されます。

今後も更なる平準化を進めていただきますようお願いいたします。

③予算への労務単価等の適正な反映について

技能者の新規入職者の増加や休日および適正な賃金の確保の観点から、予算への労務単価等の適正な反映をお願いいたします。

④民間発注者への要請について

建築工事は設備工事を含め、民間発注が占める割合が非常に高く、長時間労働の是正や週休二日制の確保等の働き方改革を推進するためには、民間発注者の協力と理解が不可欠です。

民間発注者に対し、強い要請をお願いいたします。

４.「生産性向上」に関する要望

生産性の向上は、働き方改革を推進するための重要な要素であり、以下の２点について要望いたします。

①設計図書の精度向上について

現場施工に先立ち、施工図を作成するにあたり、関連工事との整合性が取れていない内容がいまだに多く見受けられ、設計意図の確認作業や、設計レベルから再検討しなければならない事例が多く、受注者は多大な労力とコストを強いられ、長時間労働の大きな原因となっています。

設計図書のＢＩＭ化のさらなる確実な推進により、他業種との整合性が十分に取れた設計図書の作成および指導をしていただきますようお願いいたします。

特に改修工事では、設計図書と現場の状況に大きな相違がある場合があり、現場の状況が確実に反映された設計図書の作成をお願いいたします。

②設計変更対応について

設計変更等の協議につきましては、早期に迅速な対応（ワンデーレスポンス等）をしていただきますようお願いいたします。

５．スライド条項の適用に関する要望

資機材の価格高騰が続いており、まだまだ先の見通しがつかない状況が続いています。急激な価格高騰に対するスライド条項の適用に関し以下の要望をいたします。

①スライド条項の適用について

スライド条項適用申請手続きの更なる簡素化、および実態に即した対応を推進していただきますようお願いいたします。

また、スライド条項の受注者負担額につきましては、残工事に対して掛かることになり、請求金額への影響が大きいため、撤廃をお願いいたします。

さらに、スライド条項の適用対象に、数量総括表で一式明示された内容は除外にされることがある様に見受けられます。機械設備工事では自動制御設備、都市ガス、特殊消火設備、医療ガス等が該当します。これらの工事にも、

労務単価・材料単価等の要因がありますので、スライド額の算出対象に加えていただけるようお願いいたします。

６．各団体からの要望事項等

１）一般社団法人 茨城県空調衛生工事業協会

①時間外労働の罰則付き上限規制について

令和６年４月より、時間外労働の罰則付き上限規制が施行されるのに伴い、官公庁工事については、週休二日制、４週８休が実施されておりますが、民間工事では、実施率が低いのが現状であり、現場において後工程で工事を担う私たちには、工程遅延等のしわ寄せが発生するため、長時間労働が常態化しており、これらの解決のためには仕事量の見直し効率化、適正工期の確保等、工事関係者一同が共通意識を持って取組む必要があります。そのためにも、民間工事でも公共工事に準じた週休二日制、４週８休の導入促進に、更なるご指導を強くお願いいたします。

②若年入職者不足および技能者の技能継承について

当業界の多くが中小企業であり、賃金、福利厚生などの面でも、大手企業との格差は開くばかりで、新規・中途採用での人材確保が難しい状況が続いています。このことは、熟練工から若手への技能継承がなされず、将来の業界存続自体が危惧されている状況に至っております。現状では、賃金アップ、週休二日制および福利厚生の改善などが、なかなか進んでおらず、若手入職者に対するアピールにも乏しいのが現実です。

これらの課題解決には、技能者の処遇改善や地位向上に繋がるＣＣＵＳへの加入促進や、働き方改革による週休二日制の実施などを積極的に進める必要があります。今後もご指導をお願いいたします。

２）一般社団法人 東京空調衛生工業会

①工期延長に伴う経費について

工期延長による共通仮設費、現場管理費等の経費について、工期と工事費からの率での算出では乖離が大きく、実費による積み上げとしていただきたい。

②調査基準価格について

低入札価格調査基準の範囲が、予定価格の 7.5/10～9.2/10 とされていますが、令和４年４月に、一般管理費等の掛け率が見直されたことに伴い、多くの案件で 9.2/10 を超えるケースが発生するようになりました。範囲の改定をしていただきましたが、上限の撤廃をお願いいたします。

７．その他

関東地方整備局営繕部におかれましては、毎年度６～８月にかけて各年度の「入札契約方針等の説明会」を開催していただており御礼申し上げます。

今後も引き続き実施していただきますようお願いいたします。

以　上